

答申 情第27号

平成25年5月27日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

平成24年8月16日付FNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

実施機関は、再度公文書の特定及び存否の調査を行い、新たに当該公文書公開請求に係る公文書が存在した場合は、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。

## 2 異議申立ての経緯

(1) 平成24年6月7日に異議申立人は、「相模原市緑区

番周辺の市道相原61号(N2)及び相原26号(N3)の過去50年分道路・側溝工事の来歴の分るもの」について、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)第6条第1項本文の規定に基づき公文書の公開請求を行った。

(2) 平成24年6月21日に実施機関は、本件対象文書を「工事に係る書類が現在存在しないため」との理由で条例第11条第2項の規定により非公開決定し、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

(3) 平成24年8月6日に異議申立人は本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年8月16日に、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書及び平成24年12月4日の当審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

当該公文書公開請求に関する文書が何も無いとは常識では考えられない。非公開決定は実施機関の隠ぺいではないか。

現実に平成24年6月に側溝工事をしているのになぜ開示ができないのか。

## 4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 当該公文書公開請求に係る公文書の内容の特定について

ア 当該公文書公開請求に係る公文書の内容は、「相模原市緑区

番周辺の市道相原61号(N2)及び相原26号(N3)の過去50年分道路・側溝工事の来歴の分るもの」であるが、公文書公開請求に至る前の異議申立人とのやり取りから、工事の内容がわかるものと判断した。

イ 工事の内容がわかるものとして、まず、工事に伴い道路の高さの経

緯が記入される文書である工事台帳を特定した。

ウ 次に、小規模な維持補修工事等の管理のために作成している文書である要望管理票を特定した。

(2) 工事台帳の作成及び保存について

ア 工事台帳は常に据え置く文書であり、工事発注の際に「工事名・請負金額・契約工期・設計概要」等を記録し備えることとしている。本市における道路の補修工事においては、比較的予算規模が大きい工事の箇所を指定した補修工事においてのみ作成されるものである。

イ 工事台帳は、比較的予算規模が大きい工事の箇所を指定した「箇所指定工事」について「工事台帳」に工事概要を記載することとしている。

ウ 工事の記録の保存年限については、相模原市公文書管理規則（平成13年相模原市規則第20号。以下「公文書管理規則」という。）第9条の規定に基づく保存年限の区分の基準をもとに定めている。当該公文書公開請求の対象である市単独事業の道路橋梁に関する文書の保存年限は、庶務及び工事施工管理書類1年、県移管文書5年、支出命令票及び同添付書類（工事施工管理書類は除く）は10年、工事台帳は常用と定めている。

(3) 要望管理票の作成及び保存について

ア 小規模な維持補修工事等については、工事台帳の作成を必要とせず、別に要望管理票を作成し、管理を行っている。

イ 要望管理票の保存年限については、公文書管理規則第9条の規定に基づき、1年と定めている。

(4) 市道相原61号の工事台帳の不存在について

保有する公文書を確認したところ、工事台帳を作成する必要のある工事を実施していなかったため、市道相原61号の工事台帳は存在しなかった。（市道相原26号については工事台帳が存在したため、既に別に公開決定している。）

(5) 市道相原61号の要望管理票の不存在について

市道相原61号に関する要望管理票は存在していたが、当該公文書公開請求がなされた時点では工事が完了していなかった。当該公文書公開請求書の公開の請求に係る公文書の内容は、「相模原市緑区

番周辺の市道相原61号(N2)及び相原26号(N3)の過去50年分道路・側溝工事の来歴の分るもの」であることから、請求の対象は、過去に実施して、完了した工事に関する文書であると判断したため、過去に実施して、完了した要望管理票を検索した結果、存在しなかった。

(6) 非公開決定を行った理由

以上のとおり、当該公文書公開請求に係る公文書の内容を工事台帳と要望管理票と特定したが、工事台帳を作成する必要のある工事を実施していなかったため、工事台帳は存在せず、市道相原61号に関する要望管理票は存在したが、過去の要望管理票は存在しなかったため、工事に係る書類は現在存在しないことを理由に、非公開決定を行ったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 公文書の作成及び保存に関する規定について

公文書の作成及び保存に関する規定である公文書管理規則によれば、第9条において公文書の保存年限及び保存期間、第11条において公文書の廃棄に関する規定があり、公文書の具体的な保存年限は、公文書の重要度、市政への影響度を考慮し、実施機関が定めることとされている。第9条に定める保存年限の区分基準では、工事の施行に関するもので重要なもの、予算、決算及び出納に関するものは10年、工事の施行に関するものは5年と定めている。工事台帳、支出命令票、要望管理票の取扱いについて、実施機関は公文書管理規則に基づき、公文書の保存を行っている旨述べているが、そのような保存年限の取扱いと異なるとは確認できなかった。また、そのような保存年限の設定の仕方が特に不合理であるともいえない。

(2) 工事に関する支出命令票について

当審査会は、条例第21条第4項に基づき、実施機関が保有する、工事に関する支出命令票の一部を直近2年間分調査したところ、当該公文書公開請求の対象ではないが、要望管理票が資料として添付されている支出命令票が存在することが判明した。実施機関は要望管理票の保存年限については、4(3)イのとおり1年と定めているが、支出に必要な書類として要望管理票が添付される場合、支出命令票とともに保存される。支出命令票の保存年限は、公文書管理規則第8条に定める公文書科目表において保存年限は需用費、原材料費及び備品購入費に係るものを

除き10年と定められている。

当審査会が調査したところ、実施機関が保有する工事に関する支出命令票の中に、件名に道路の名称が含まれないものがあり、その中に要望管理票が添付されているものがあることが判明した。

当審査会が要望管理票を確認したところ、要望者の氏名、住所、電話番号、要望内容として要望箇所、舗装構成、幅員、要望内容、要望事項、要望処理として現状、対応方法、対応状況、要望箇所の周辺地図、要望の受付経過履歴情報等が記載されていることを確認した。

このため、工事に関する支出命令票全てを調査した場合に、当該公文書公開請求に係る公文書が含まれている可能性は全くないとは言い切れない。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が公文書管理規則に基づき公文書の作成及び保存を行っていることは確認できたが、当該公文書公開請求に係る公文書の内容の特定及び存否の調査が十分だったとは言えない可能性がある。

すなわち、公文書管理規則第8条に定める公文書科目表において、支出命令票の保存年限は需用費、原材料費及び備品購入費に係るものを除き10年と定められていることから、工事に関する支出命令票のうち、件名に当該道路名称の記載がない場合でも、当該公文書公開請求に係る道路工事に関する過去50年分のうち、直近10年分の道路・側溝工事の来歴の分るものが含まれている可能性がある。よって実施機関は、異議申立人の請求に基づき、再度公文書の特定及び存否の調査を行い、新たに当該公文書公開請求に係る公文書が存在した場合は、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。

## 6 付言

今後、公文書公開請求に対する決定を行うに当たり、実施機関は、請求時はもとより、請求後であっても公開請求者に確認する等、文書の特定及び存否の調査を慎重に行うよう求めるものである。

また、条例第11条第3項においては、「実施機関は、前項の公開しない旨の決定(第8条第1項の規定により、公開請求に係る公文書の一部を公開しないときを含む。)をした場合は、その理由を併せて通知しなければならない。(以下、略。)」と規定されている。これは、実施機関が判断するに当たっての慎重・公正性を確保するとともに、公開請求者が決定に対して不開示とする理由を明確に示すことにより異議申立てをするための便宜を与える趣旨で

ある。

しかし、今回実施機関が異議申立人に通知した公文書非公開決定通知書の公開しない理由欄には「工事に係る書類が現在存在しないため」とだけ記されており、存在しない理由については何も書かれていない。これでは、上記の趣旨が全く実現できず、実施機関が公開請求に対する決定を行う際には、公開及び非公開の決定の理由をより明確に記すことを強く求めるものである。

## 7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年月日	処理内容
平成24年 6月 7日	公文書公開請求
6月21日	公文書非公開決定
8月 6日	異議申立て
8月16日	相模原市情報公開・個人情報保護審査会へ 諮問
9月12日	決定理由説明書の提出
10月10日	決定理由説明書に対する意見書の提出
10月29日 (第2部会)	審議 実施機関からの意見聴取
12月 4日 (第2部会)	審議 異議申立人の意見陳述
平成25年 1月22日 (第2部会)	審議
2月19日 (第2部会)	審議
3月26日 (第2部会)	審議
4月23日 (第2部会)	審議

5月21日 (第2部会)	審議
-----------------	----

第2部会委員 北原 仁  
井上 雅彦  
桑原 勇進